

～ 事業所の皆様へ ～
 介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得について

介護の現場で働く介護職員の方の処遇改善を図るための『介護職員処遇改善加算』が平成24年度から、『介護職員等特定処遇改善加算』令和元年10月から実施されております。まだ、取り組んでいない事業所におかれましては、積極的な取組をお願いします。

県が実施しております介護事業所キャリアパス構築支援事業等も活用していただき、可能な限り上位の区分の取得に取り組んでください。

※ 届出に必要な書類などは、鹿兒島県ホームページをご覧ください。

県ホームページ>健康・福祉>高齢者・介護保険>指定事業者全般>【重要】令和3年度の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る届出について
 // 【重要】令和2年度の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算に取り組んでいる事業所の皆様へ

- 特定処遇改善加算については、令和3年度の介護報酬改定で配分ルールが変更され取得し易くなっています。

特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進

■ 特定処遇改善加算について、制度の趣旨は維持しつつより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」について、「より高くすること」と見直す。【告示改正】

特定処遇改善加算の対象サービス

○ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、見直しを行う。

<現行> 平均賃上げ額が 2以上 : 1 : 0.5以下

<改定後> 平均賃上げ額が A > B : 1 : 0.5以下

- 介護職員への賃金改善方法の周知について
 加算を取得している事業所は、賃金改善を行う方法について、職員に周知するとともに、職員から問合せがあった場合は、書面を用いて分かりやすい説明するなど適切に対応してください。

- 実績報告書の提出のお願い
 提出期限: 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日
 (例) 通常、各事業年度最終の加算の支払いは5月であるため、翌々月の末日7月31日まで

介護職員処遇改善実績報告書の提出がなされない場合には、加算の要件を満たしていない不正受給として全額返還となる場合があります。

○ 提出・お問い合わせ先

事業所の所在する市町村名	提出先名	住所	電話
日置市・いちき串木野市 鹿兒島郡	鹿兒島地域振興局 (地域保健福祉課)	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-272-6301
枕崎市・指宿市・南さつま市・南九州市	南薩地域振興局 (地域保健福祉課)	〒897-0001 南さつま市加世田村原二丁目1-1	0993-53-8001
阿久根市・出水市・薩摩川内市 薩摩郡・出水郡	北薩地域振興局 (地域保健福祉課)	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3166
霧島市・伊佐市・始良市 始良郡	始良・伊佐地域振興局 (地域保健福祉課)	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7954
鹿屋市・垂水市・曾於市・志布志市 曾於郡・肝属郡	大隅地域振興局 (地域保健福祉課)	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	0994-52-2122
西之表市 熊毛郡	熊毛支庁 (地域保健福祉課)	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-1830
奄美市 大島郡	大島支庁 (地域保健福祉課)	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7246